

## 風景の解釈について

### 1 自然公園法及び県立自然公園条例における使い分け

景観：特別保護地区で保護すべきもの

風致：特別地域で保護すべきもの

風景：普通地域で保護すべきもの

### 2 風景の定義（普通地域内での環境調査、処理基準で使用）

**第2回部会提案** 「自然公園法の解説」に記載の風致、景観の記載内容より準用。

「風景」とは

植物、動物、地質、鉱物等の自然物若しくはこれらに基づく清浄な大気、野鳥の可憐な鳴き声等の自然現象又は史蹟、遺構等の文化財によって構成される自然環境。

**修正案** 委員の意見を踏まえ修正。

「風景」とは

植物、動物、地質、鉱物、**大気、水**等の自然物若しくはこれらに基づく自然現象若しくは**これらを包む**自然環境又は**これらが醸し出す雰囲気**をいい、清浄な大気、野鳥の可憐な鳴き声等又は**自然環境と調和しこれと一体をなしている**史蹟、遺蹟等の**文化景観**を含む。

(参考) 事例

事項	想定される内容
自然物	植物、動物、地質、鉱物、大気、水（河川、湖沼、ため池、海）
これらに基づく自然現象	雨、霧、霜、降雪、積雪、氷、雲、朝焼け、夕焼け、満開の桜、木々の新緑、木々の紅葉、木々の落葉
これらを包む自然環境	新緑の山並みに飛び交う野鳥、水田で餌をついばむ野鳥、川を泳ぐ魚、湖沼・水田に映る山並み
これらが醸し出す雰囲気	清浄な大気、野鳥の可憐な鳴き声、 <u>自然環境と調和しこれと一体をなしている史蹟</u> （神社、寺院、ご神木）、 <u>遺蹟</u> （古墳、巨石、洞窟）等の文化景観

※下線部は本文に記載。